



エコエネルギー促進事業補助金 【 Z E H 】

受付場所

みよし市役所 3階 生活環境課窓口

※実績報告書を郵送で提出することは不可

※書類に不備がある場合は、書類を受付けずお返しします



みよし市



電話 : 0561-32-8018

FAX : 0561-76-5702

メール : kankyo@city.aichi-miyoshi.lg.jp

補助金の対象者

補助金の対象になる方は、以下のすべての項目に該当する方です。

- ・みよし市の住民基本台帳に記録されていること。
- ・市税など滞納していないこと。
- ・暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ・自ら居住するため市内にZEHを新築する個人。
- ・自ら居住するため市内にZEHを購入した個人。
- ・過去にこの補助金の交付を受けていないこと。

※上記に1つでも該当しない場合、補助の対象となりませんのであらかじめよくご確認ください。

補助対象システム

国が定めたZEHロードマップにおける「ZEHの定義」を満たし、かつ省エネ性能表示制度の地域区分6における断熱等性能等級5、6、7の基準を満たす住宅。

※断熱等性能等級5の基準を満たす住宅は、令和7年3月31日までに契約したものに限る。

※Nearly ZEH、ZEH ReadyおよびZEH Orientedは対象外。

補助対象経費

補助対象経費の範囲は、ZEHを構成する設備の設置に要する費用。

補助金額

断熱等性能等級 5 の評価を受けた住宅は、定額 40 万円

断熱等性能等級 6 の評価を受けた住宅は、定額 80 万円

断熱等性能等級 7 の評価を受けた住宅は、定額 100 万円

手続方法

1 補助金交付申請書兼実績報告書の提出

ZEHの引渡しの日（住宅の引渡証明書等住宅の引渡し日が分かる書類に記載された引渡し日）から180日以内に、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第2号）に添付書類（必要書類参照）を揃えてみよし市役所3階にある生活環境課窓口へ提出してください。※郵送不可

2 補助金請求書の提出

市が補助金交付申請書兼実績報告書の内容を審査し、適正であると認められると生活環境課から補助金交付決定通知書（様式第4号）と補助金交付請求書（様式第6号）が送付されます。この通知を受け取りましたら、速やかに補助金交付請求書を提出してください。補助金交付請求書を提出していただかないと、補助金を振り込むことができません。

※補助金交付請求書は、生活環境課窓口を持参するほか、郵送やサンネット窓口に提出することもできます。

その他

ZEHの補助金交付申請を行う場合で、他の補助対象となる設備を設置した場合、それぞれの補助金の対象となり申請は可能ですが、一体的導入による加算制度の対象となる設備をすべて設置している場合でも加算制度の対象とはなりません。

必要書類

- 補助金交付申請書兼実績報告書(様式第2号)
- ZEHの新築または購入に係る領収書の写し
※分割払いにより新築または購入した場合は、分割払いに係る契約書の写し
- 住宅の引渡証明書等住宅の引渡日が分かる書類の写し
- 住宅の全景のカラー写真
- 工事請負契約書または売買契約書の写し
- 対象住宅がZEHであることを示すBELS等省エネルギー性能表示およびその表示に関する評価書の写し(評価書の省エネ性能ラベルに断熱性能等級及び『ZEH』マークの記載が確認できるもの)
- その他市長が必要と認める書類

注意事項

1. 補助金交付決定通知書は概ね1か月を目途に発送します。
2. 補助金の支払いは、補助金交付請求書を受理してから概ね2～3週間後になります。
3. 個人情報保護の観点から交付決定に関する問い合わせは、申請者本人が窓口にて身分証を提示して行う場合を除き、お答えできません。代行業者の方は、上記の期間を目安に申請者に直接ご確認ください。
4. 必要書類の不足をはじめ、提出書類に不備があった場合、受付はせず再提出となります。ホームページに別途掲載されている記載例をよく確認したうえで記入し、不足する書類がないか十分に確認してから提出してください。
5. 補助金交付決定通知書の再交付はできません。